

地域住民からこんな声がありませんか？

農地が荒れて
景観が悪い…

農地の良い活用方法を
考えたい…



持っている農地を
管理しきれない…

荒廃農地を解消したいが
人手が足りない…

／それぞれの農地のお悩みに！／

農山漁村振興交付金

最適土地利用総合対策



農用地保全・荒廃農地解消等の一連の取組を

総合的に 支援する制度です！



お問合せ

03-6744-2665

農林水産省 農村振興局 地域振興課

荒廃農地活用推進班（受付 9:30～18:15）

詳しくはHPへ／

最適土地利用総合対策

検索



最適土地利用総合対策ってどんな制度？

事業内容 中山間地域等において農用地を持続的に保全するため、地域ぐるみの話合い、実証的な取組などを基にした土地利用構想の策定や、土地利用構想実現のための粗放的な取組や基盤整備等を、総合的に支援します。

実施主体 都道府県、市町村、農業委員会、農業協同組合、土地改良区、地域協議会、地域運営組織、農地中間管理機構が事業実施主体になれます。

市町村・複数の農業者・複数の地域住民は参画必須で、地域協議会が主体となる場合には規約等の整備が必要です。

実施要件

- ◎「営農を続けて守るべき農地」と「粗放的利用を行う農地」等に区分し、実証的な取組を行ったうえで、土地利用構想を事業開始から3年以内に策定する必要があります。
- ◎農用地の粗放的利用の取組を1つ以上行う必要があります。
- ◎事業完了後5年以上、耕作または粗放的利用を行う必要があります。

実施期間 2年以上5年以内（最大5年間）

対象事業

ソフト 最適土地利用推進事業 ▶▶ 最大5年間

1-A 定額ソフト事業 ▶▶ 定額（年標準額：1,000万円/年×実業期間）

A 体制づくり・土地利用構想の概定 / **B** 実証的な取組・土地利用構想の策定 /
C 土地利用構想実現のための調査・計画 / **D** 省力化機械の導入

1-B 粗放的利用体制整備 ▶▶ 最大3年間

◎以下の粗放的利用の種苗費・管理経費等を支援します。

A 放牧、蜜源・緑肥・省力・景観作物の作付け ▶▶ 定額・上限1万円/10a/年

B 緩衝帯整備、ビオトープ、計画的な植林 ▶▶ 定額・上限5,000円/10a/年



1-C 農用地保全等推進員の措置 ▶▶ 定額・助成額上限250万円/地区/年

◎専門的技術や知識を有する者が、現場で地区の取組をコーディネートする場合の
人件費を支援できます。

農用地の保全等に関する事業を含む活性化計画を策定、または策定見込みであることが必要です。

ハード 最適土地利用整備事業 ▶▶ 定率55%等（最大5年間 年標準額：2,000万円/年×実業期間）

2-A 粗放的利用のための条件整備

A 放牧関連の整備

対象 電牧器 / 電気牧柵 / 給水施設 / 繋留施設 / 簡易家畜舎 / 家畜衛生設備

B 蜜源・緑肥・省力・景観作物の作付け等に関する整備

対象 刈払・抜根 / 集積・運搬 / 除礫 / 耕起・整地 / 土壌改良



2-B 農用地保全のための基盤整備

対象 農業用排水施設 / 農道 / 暗渠排水 / 客土 / 区画整理 / 安全施設 / 農地等保全

2-C 農用地保全のための農業環境整備

対象 トイレ / 農機具収納施設 / 農業用ハウス

◎「営農を続けて守るべき農地」の生産基盤整備は、地域計画の作成または
地域計画作成の見込みがあることが必要です。

地域計画外の農地、
どうしよう…?

最適土地利用総合事業が
使えない地域だった…

小さな荒廃農地も再生
したいけど支援がない…

こんなお悩み解決を支援します！

農山漁村振興交付金

最適土地利用総合対策 令和8年度拡充

荒廃農地再生支援事業

BEFORE

活用イメージ

AFTER

雑草

有害鳥獣

病害虫

小さな農地も、荒廃すると
様々なトラブルの温床に…



完全に荒廃する前に、
農地を再生！

荒廃農地再生事業のポイント

機動的に荒廃農地を解消可能！

POINT

01

小規模な荒廃農地
の再生を支援

200万円未満の事業に特化した支援だから、小規模な荒廃農地の解消ニーズにも対応が可能！今こそ小さな農地を再生するチャンス！

POINT

02

面積・地域要件
なしで申請可能

面積要件や地域要件の設定なし！中山間地域等に該当しない農地も、当事業に申請が可能！幅広い自治体にご利用いただけます！

POINT

03

荒廃農地再生や簡
易基盤整備に対応

支障物撤去や除礫などの荒廃農地再生等整備や、農道や整理といった簡易基盤整備等にも活用可能！幅広い作業に対応できる、柔軟な制度です！



03-6744-2665

お問合せ

農林水産省 農村振興局 地域振興課

荒廃農地活用推進班（受付 9:30～18:15）

詳しくはHPへ

最適土地利用総合対策

検索



詳細は
裏面へ

事業概要

事業主旨 地域の合意形成の妨げとなっている荒廃農地を整備することにより、土地利用の円滑化及び農地の維持・保全を図る取組です。

実施主体 ① 市町村 ② 事業対象農地を耕作する者 ③ 事業対象農地の所有者 が実施主体となります。
※②は、地域の合意形成により、対象農地を耕作するとみなされた者等が対象です。
※③は、地域の合意形成により、耕作する者へ権利移動することが確実な場合が対象です。

事業期間 1年以内

実施要件 再生支援の対象となる荒廃農地は、次のとおりです。
○ 農振農用地区域内の農地（農振青地）等
○ 賃借権・使用賃借権の設定・移転、所有権の移転後、原則1年以内の農地、若しくは、これらの権利移転等が確実な農地
上記を満たすもののうち、以下の農地が対象
① 地域計画の範囲外にある再生利用が可能な荒廃農地（1号遊休農地）及び当該農地と一体的に整備する必要がある農地等
② 地域計画の範囲内にある再生利用が可能な荒廃農地（1号遊休農地のうち黄色区分※1）及び当該農地と一体的に整備する必要がある農地等
※1「農地法の運用について」の制定について第3の1の（3）ア（ウ）bに規定される、「草刈り等では直ちに耕作することができないが、基盤整備事業の実施など農業的利用を図るための条件整備が必要となる農地」に該当するもの。
※中山間地域の指定などの地域要件や面積要件はありません。

事業完了後の要件

- 5年以上の耕作が必要です。
- 3年以内に地域計画に位置付ける必要があります。
- ※原則として1年以内の事業のみが対象ですが、検討状況を報告のうえ、完了後3年以内に必ず位置付ける必要があります。

事業内容

1 荒廃農地再生支援事業

交付率：事業費×1/2 事業費：200万円未満

1-A 荒廃農地再生等整備

I 刈払・伐根 / II 集積・運搬 / III 除礫 / IV 耕起・整地 / V 土壌改良 / VI 支障物撤去

※Vは、定額32,000円/10a×整備面積の金額を助成します。

1-B 簡易基盤整備

I 農業用排水施設 / II 農道 / III 暗渠排水 / IV 客土 / V 区画整理 / VI 農地等整備

※IVは、定額25,000円/10a×整備面積の金額を助成します。

※VIには、法面保護工、耐久性畦畔工、湧水処理、床締め、老朽ハウス等の再生利用、農作物被害防止施設、廃棄物処理等の事業が含まれます。

2 再生推進事業 都道府県・市町村が行う農地利用調整等の取組を支援します。

交付率：事業費×1/2と10万円×事業実施市町村数のうち、いずれか少ない額を交付します。

※再生推進事業の事業費は、1 荒廃農地再生支援事業の事業費には含まれません。

2-A 農用地利用調整

荒廃農地の再生利用等を目的とした農用地に係る利用調整、荒廃農地等の受け手・出し手間の調整や調整に係る関係機関との連携、地域計画に係る調整に関する取組等

2-B 事業指導・助言等

交付対象事業に係る計画や実施状況、実施結果に係る審査・検査・現地確認・指導・助言等

2-C その他本事業に必要な事務費